

インボイス制度への対応 ～概要と適格請求書発行事業者の登録申請～

本日のテーマ

- インボイス制度とは
- 取引への影響
- 業務への影響
- 経過措置
- 適格請求書発行事業者

※本資料に掲載している内容は、2021(令和3)年9月時点の情報です。

インボイス制度とは

インボイス制度の概要

- 制度開始日：**2023(令和5)年10月1日**～
- 主な変更点：
「帳簿」及び「適格請求書(インボイス)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる
- 適格請求書(インボイス)とは：
売手(受注側)が買手(発注側)に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類をいう
 - ◆ 請求書、納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない

帳簿に必要な記載事項

- インボイス制度の導入後であっても、区分記載請求書等保存方式の下での帳簿の記載事項と同様

区分記載請求書等保存方式（現行制度）	適格請求書等保存方式
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
②課税仕入れを行った年月日	②課税仕入れを行った年月日
③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）	③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④課税仕入れに係る支払対価の額	④課税仕入れに係る支払対価の額

請求書等に必要な記載事項

- インボイス制度の導入後は、税率ごとの消費税額に加えて適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要

区分記載請求書等保存方式（現行制度）	適格請求書等保存方式
①発行者の氏名または名称	①発行者の氏名または名称
②取引年月日	②取引年月日
③取引内容	③取引内容
④取引金額	④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称	⑤交付を受ける者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨	⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額	⑦税率ごとに合計した対価の額及び適用税率
	⑧税率ごとの消費税額
	⑨登録番号

適格請求書と適格簡易請求書

- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる

適格請求書	適格簡易請求書
①発行者の氏名または名称	①発行者の氏名または名称
②取引年月日	②取引年月日
③取引内容	③取引内容
④取引金額	④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名または名称	⑤軽減税率の対象品目である旨
⑥軽減税率の対象品目である旨	⑥税率ごとに合計した対価の額
⑦税率ごとに合計した対価の額及び適用税率	⑦税率ごとの消費税額または適用税率
⑧税率ごとの消費税額	⑧登録番号
⑨登録番号	

適格請求書と適格簡易請求書

■ 適格簡易請求書と適格簡易請求書のイメージ

適格請求書

請求書

株式会社〇〇御中

△△商事株式会社
登録番号：T00000000000000
20XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11月1日	牛肉 ※	10,000
11月1日	魚 ※	5,000
11月2日	タオル	2,000
...
合計	120,000円(消費税 11,200円)	
10%対象	80,000円(消費税 8,000円)	
8%対象	40,000円(消費税 3,200円)	

※は軽減税率対象

適格簡易請求書

20XX年11月30日

スーパー〇〇
登録番号：T00000000000000

領収書

プリン※	1	¥108
パン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		874
10%対象	¥550(内消費税 ¥50)	
8%対象	¥324(内消費税 ¥24)	

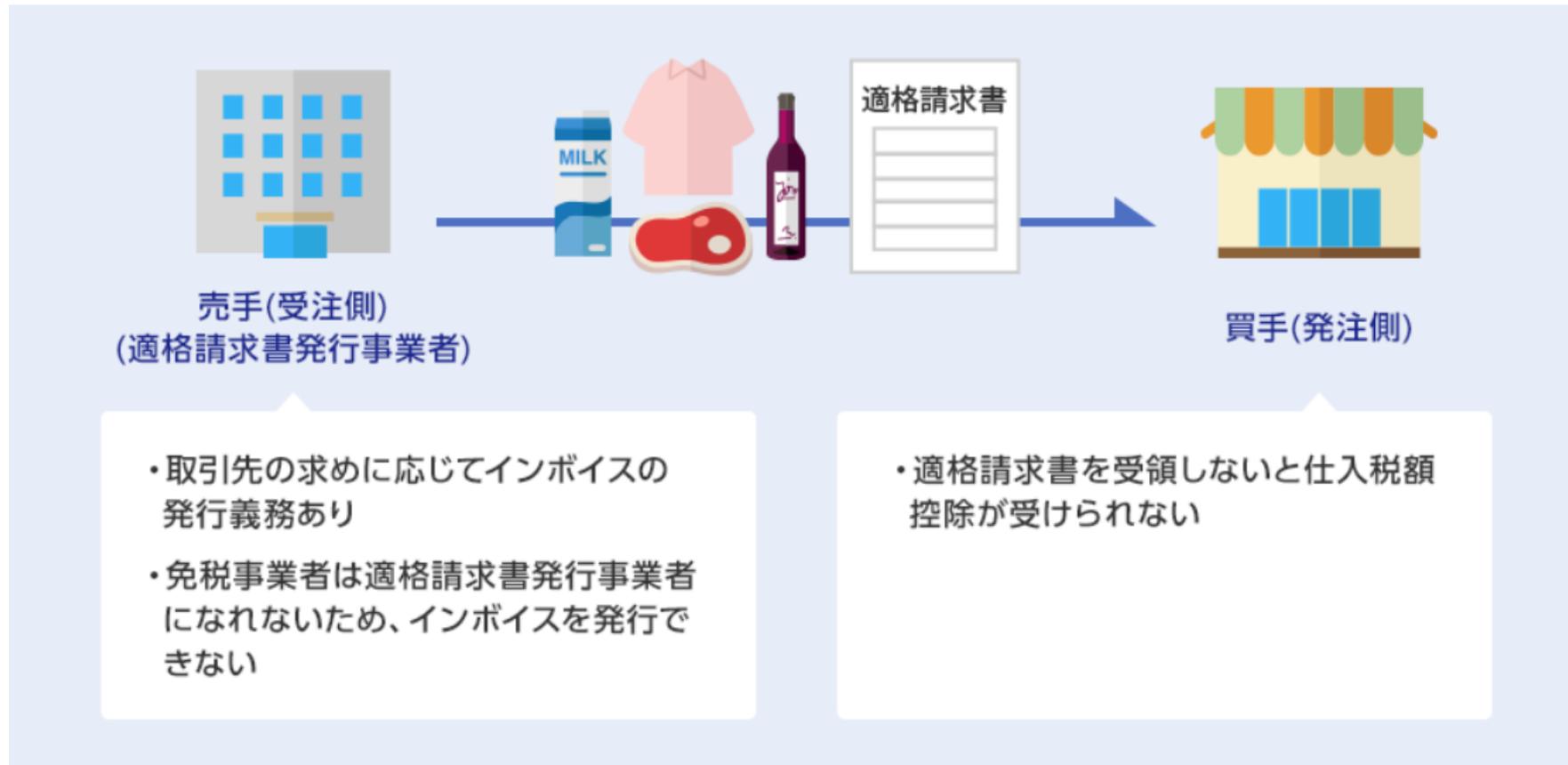
※は軽減税率対象

適用税率または消費税額等の
いずれかを記載(両方の記載も可)

取引への影響

売手(受注側)と買手(発注側)

- 売手(受注側)には、取引先の求めに応じてインボイスを発行する義務がある
- 買手(発注側)には、仕入税額控除を行うためにインボイスを保存する義務がある



売手(受注側)が免税事業者の場合

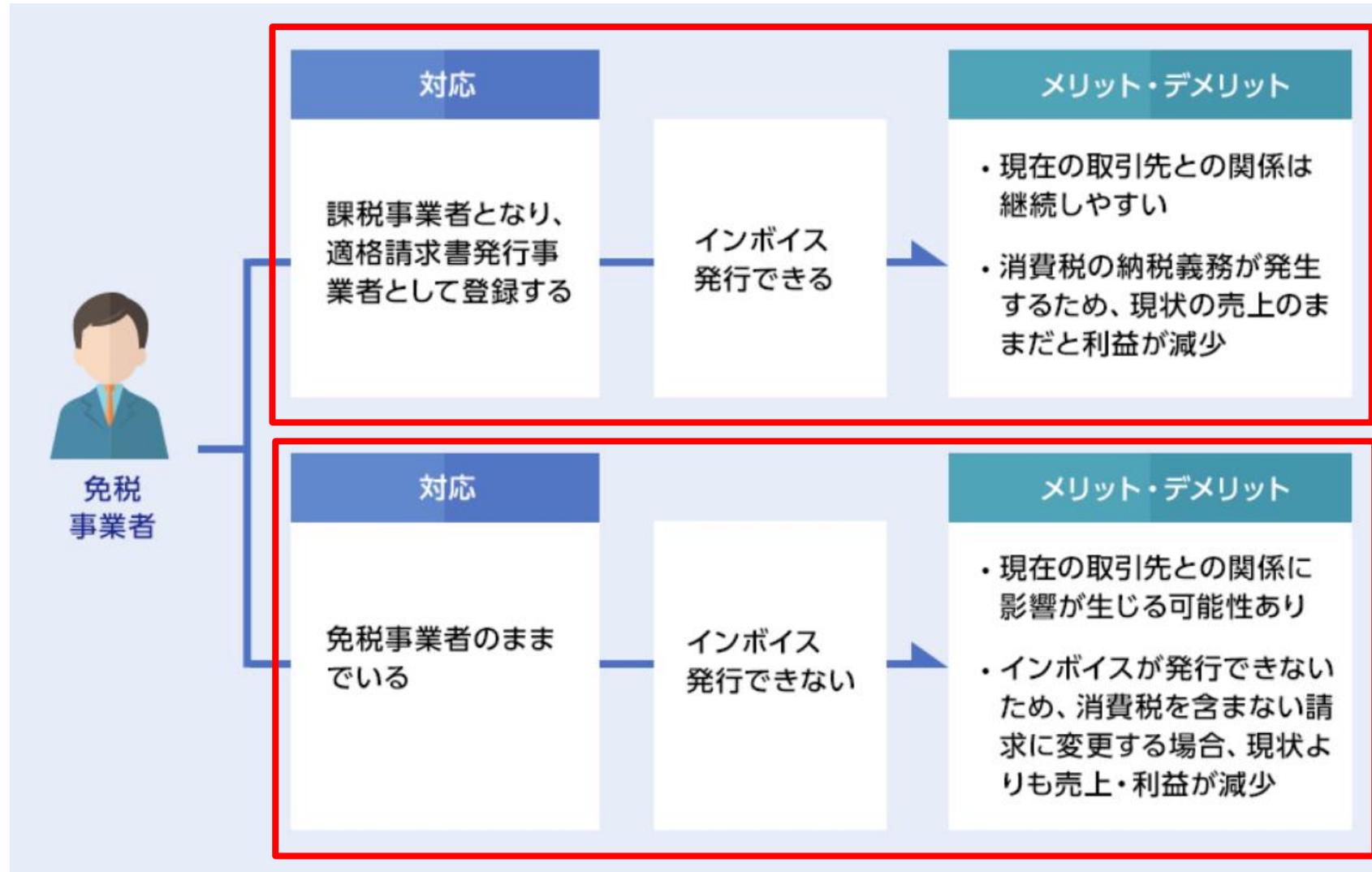
- **免税事業者**は、インボイスを発行することができない
- 買手(発注側)は、仕入税額控除を行うことができない



- **免税事業者**は、取引価格の見直しや取引の停止を迫られる可能性がある
- **免税事業者**は**課税事業者**となり、適格請求書発行事業者の登録を受けインボイスを発行することを検討する必要がある

- 買手(発注側)が**免税事業者**の場合は、特に問題は生じない

インボイス制度導入後の免税事業者の対応



業務への影響

インボイス制度導入後の業務への影響

売手(受注側)

- 請求書の項目追加やレイアウト変更
- 適格請求書(インボイス)の発行と控えの保存

買手(発注側)

- 受領した請求書が適格請求書(インボイス)であるか否かの確認
 - 取引先が適格請求書発行事業者であるか
- 適格請求書(インボイス)の記載事項の確認
- 登録番号の真正性の確認
- 受領した適格請求書(インボイス)の保存

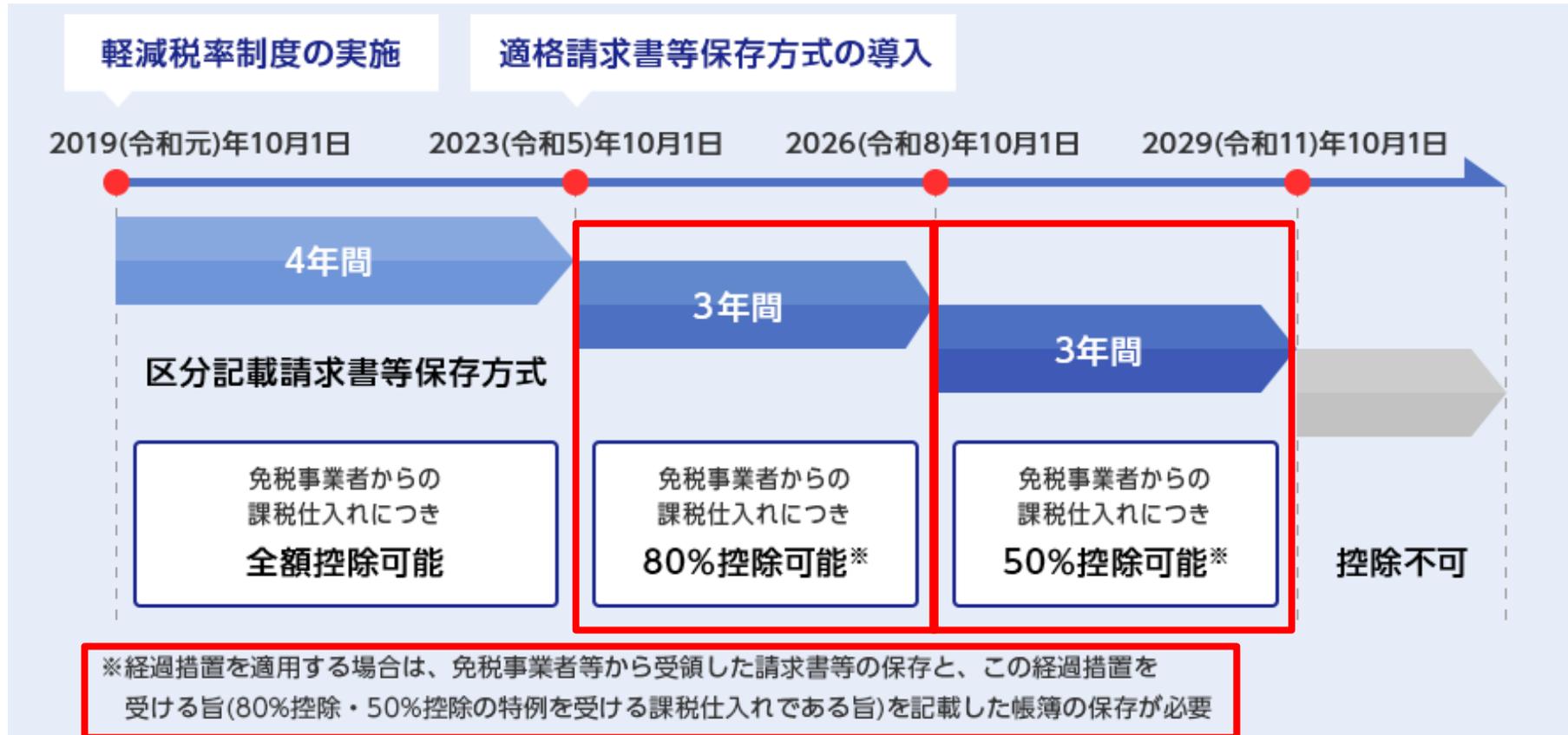
経過措置

経過措置(1/2)

- インボイス制度は**2023(令和5)年10月1日**より導入
- インボイス制度導入後は、受領した適格請求書(インボイス)を保存することが仕入税額控除を受けるために必須となる
- つまり適格請求書(インボイス)を受領できない場合は、原則として仕入税額控除を受けることは不可となる

経過措置(2/2)

- ただし、インボイス制度導入後の一定期間(6年間)は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても仕入税額相当額の一定割合の控除が可能となる経過措置がある



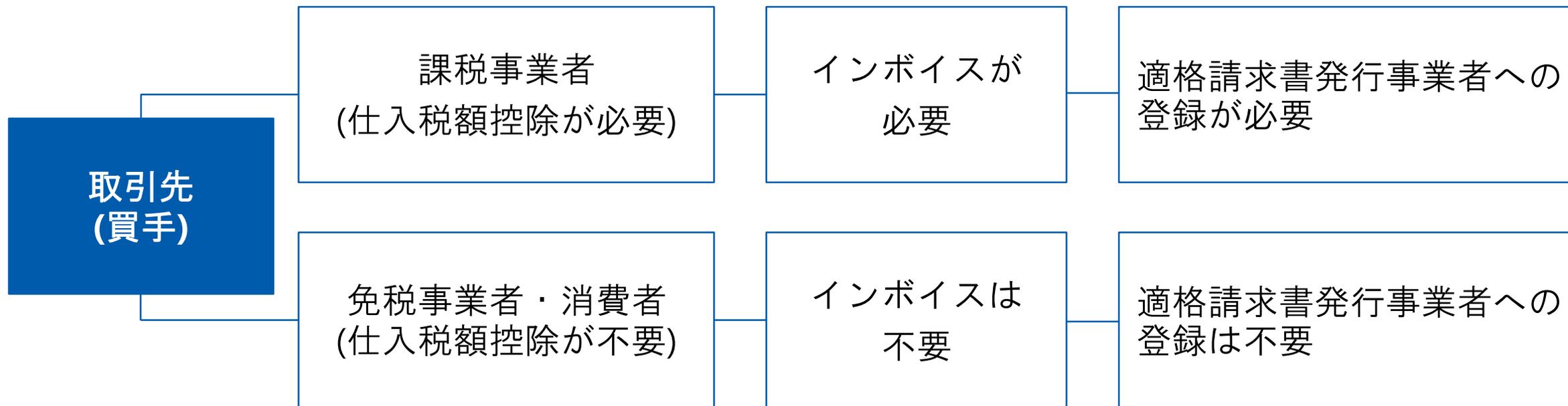
適格請求書発行事業者

適格請求書発行事業者の登録に関する概要

- インボイスを発行するためには、登録が必要
- 免税事業者は登録不可
- 登録は適格請求書発行事業者登録簿に一定の事項を登載して行う
- 登載事項は速やかに公表される
- 登録申請書は、**2021(令和3)年10月1日**から提出可能
 - ◆ e-Taxを利用して提出可
 - ◆ 郵送の場合の送付先は各国税局のインボイス登録センター
 - ◆ 持参の場合は所轄税務署へ
- **2023(令和5)年10月1日**から登録を受けるためには、原則として**2023(令和5)年3月31日**までに登録申請書を提出する必要あり
 - ◆ 困難な事情がある場合には、**2023(令和5)年9月30日**まで

適格請求書発行事業者への登録は任意

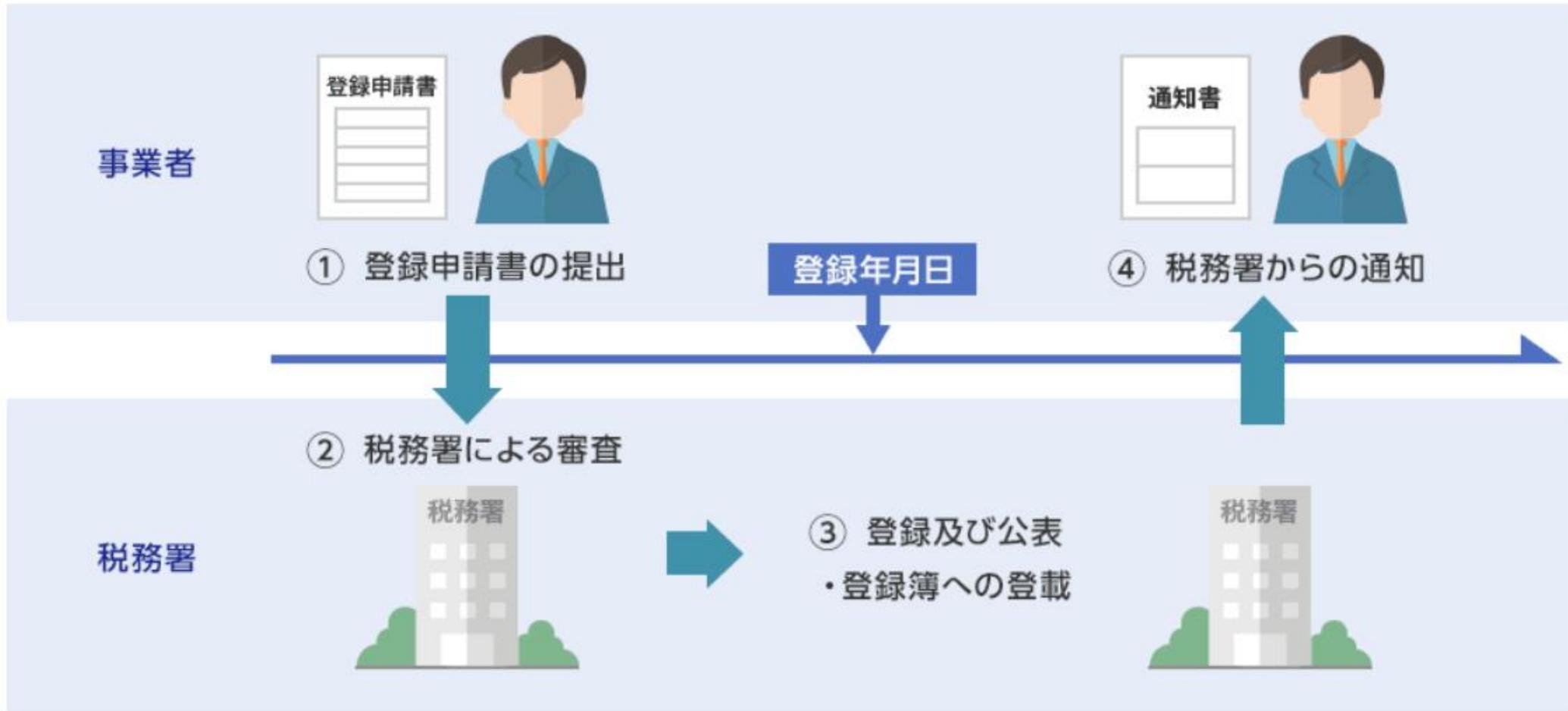
■ 適格請求書発行事業者への登録は任意



※適格請求書発行事業者は事業者免税点制度の適用なし

登録を取り消さない限り課税事業者となり、納税義務あり

適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請を行う場合

- 登録を受けようとする課税期間に課税事業者となるとき
 - ◆ 課税事業者届出書提出後に、適格請求書発行事業登録申請書を提出することが可能
- 課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けるとき
 - ◆ 原則、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出
 - ◆ 【例】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である2024(令和6)年1月1日から登録を受けるとき
 - 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を2023(令和5)年11月30日までに提出
- 免税事業者が**2023(令和5)年10月1日**の属する課税期間中に登録を受けるときとなった場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置あり
 - ◆ 課税事業者選択届出書は提出不要

免税事業者の登録申請に関する経過措置



※2023(令和5)3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、2023(令和5)9月30日まで。

登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要

課税事業者になる際に簡易課税を選択する場合

- 経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に同届出書を提出したものとみなされる

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- 登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地

※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には

- 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
- 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

適格請求書発行事業者の公表事項

- 登載事項ほか、登録取消年月日、登録失効年月日など
- 公表事項の閲覧により適格請求書発行事業者か否かを確認できる
- 公表は、「適格請求書発行事業者公表サイト」で行われる
 - ◆ <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the '適格請求書発行事業者公表サイト' (Qualified Invoice Issuer Registration and Publication Site). The page header includes the Ministry of Finance (国税庁) and the Invoice System (インボイス制度). Navigation links include '本文へ', '閲覧支援ツール (音声読み上げ)', and 'サイトマップ'. A text size adjustment tool is also present. The main navigation menu includes 'ホーム (登録番号を検索)', 'お知らせ', 'ご利用ガイド', 'ダウンロード Web-API', '登録番号とは', and 'よくある質問'. A prominent red-bordered box highlights an '重要なお知らせ' (Important Notice) dated October 1, 2023, regarding the start of registration applications and the availability of search functions. Below this, there is a section for '登録番号を検索する' (Search by registration number) with instructions on how to use the search function and a link to 'ご利用方法について' (About the usage method).

適格請求書発行事業者登録の効力

- 通知の日にかかわらず、登載された日(登録日)に発生
- 登録日以降の取引については、相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書の交付義務がある

登録完了時の税務署からの通知

■ 電子による通知の場合

- ◆ 申請書の提出から登録の通知まで約2週間
- ◆ 登録申請書をe-Taxにより提出して、登録通知について電子での通知を希望した場合、メッセージボックスに登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納される

■ 書面による通知の場合

- ◆ 申請書の提出から登録の通知まで約1か月
- ◆ 電子での通知を希望していない場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付される

登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い

- 登録日から登録の通知を受けた日までの間に行った課税資産の譲渡等について、既に請求書等の書類を交付している場合は、通知を受けた日以後に登録番号等を相手方に書面等で通知することにより、これらの書類等を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができる

まとめ

概要と適格請求書発行事業者の登録申請(1/2)

- **2023(令和5)年10月1日**から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される
- インボイス制度の下では、「帳簿」及び「適格請求書(インボイス)」の保存が仕入税額控除の要件となる
- 売手(受注側)には、取引先の求めに応じてインボイスを発行する義務があり
買手(発注側)には、仕入税額控除を行うためにインボイスを保存する義務がある
- 免税事業者はインボイスを発行することができないため、課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを発行することを検討する必要がある

概要と適格請求書発行事業者の登録申請(2/2)

- 適格請求書発行事業者の登録申請は、**2021(令和3)年10月1日**から提出可能
- 適格請求書発行事業者への登録は任意であり、インボイス制度導入後一定期間は経過措置もあることから、自社への影響を踏まえたうえでの検討が必要